

【案】

平成21年〇月〇日

日本貿易振興機構（ジェトロ）
理事 山田 康博 殿

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会
委員長 原科 幸彦

平成20年度ジェトロ実施事業における環境社会配慮に対する意見書

平成20年度におけるジェトロ実施事業について、環境社会配慮の実施に関する規程
第3条3項に基づき、別添のとおり意見いたします。

今後のジェトロ事業実施にあたり、参考としていただくようお願いします。

以上

平成 20 年度ジェトロ実施事業に関する意見書（案）

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに基づく、ジェトロの環境社会配慮実施に関する意見は以下のとおりである。

1. 貿易投資促進事業

各種事業や温室効果ガス排出削減、グリーン調達などの実施に関しては、問題なく遂行していると思われる。今後も CSR の観点から環境に関する規制や不確実性の高い分野に対しての注意喚起など、環境に影響が起きないように配慮して事業を実施されたい。

2. 案件形成調査事業

案件形成段階における環境社会配慮として、ガイドラインが概ね適切に運用されていると考えられるが、報告書記述内容の質に違いが大きいように思われる。調査の質の向上を図るよう更に努力していただきたい。また、ガイドラインの運用にあたっては、調査実施企業の負担も勘案しつつ、以下の事項に留意されたい。

- 1) 重要な情報については、その根拠を掲載すること。
- 2) できるだけ全ての環境チェック項目について記載するよう指導してほしい。また、今後は新 JICA スクリーニング様式の活用も考慮すること。
- 3) 環境社会影響に関する情報把握が不足しているものが見受けられる。より幅広い社会影響についても調査の対象とすべきである。
- 4) 全体として比較検討に関する記述が少ない。他の選択肢との比較検討や「プロジェクト実現のための当該国がなすべき事柄」については可能な範囲で記述すべき。
- 5) 予備調査段階でのステークホルダー協議は住民をミスリードしないか心配である。ステークホルダー協議を実施する場合は、必要に応じて、当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体からの情報収集に努め、情報収集を行った場合は、その結果を記述すること。
- 6) 事業の必要性（需要予測）や緊急性および妥当性について議論する場が、将来的に先方の事業実施機関によつて的確に設定されることが必要と考える。
- 7) 住民移転が数万人規模で発生しうるとしているような案件については、ガイドラインで求められている事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施するべき。

以上